



本所消防署からのお知らせ



セルフスタンドでは

**顧客が自らガソリンを
容器に詰め替えることはできません！**



ガソリンを携行缶で購入するときは・・・

ガソリンの適正な使用を徹底するため、

- ✓ **本人確認** (運転免許証の提示など)
- ✓ **使用目的の確認を行う**とともに、
- ✓ 販売店には**販売記録を作成する**ことが

消防法で義務付けられています

**ガソリンを安全に取り扱うには
どうしたらいいの??**



- ⊘ 容器は静電気を逃すことのできる**金属**製の携行缶にしましょう。
- ⊘ 携行缶には、**ガソリン等の油種を表示**して誤給油を防ぎましょう。
- ⊘ 容器の保管は、金属製の棚や床面など**静電気を地面に逃すことのできる場所**にしましょう。
- ⊘ 蒸気が漏れないよう、**容器のフタはしっかり閉め**ましょう。また、保管場所の**通気性や換気**を心がけましょう。



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません！！